

裁判員制度導入の意義等について

1 裁判員制度導入の意義

刑事裁判は、被告人の権利及び適正手続を保障しつつ、証拠に基づき、被告人の有罪・無罪及び刑の重さを決定する国の権力作用であり、その他の国の権力作用と同様、その手続、内容の適正さ等について説明責任を果たすことが求められている。

これまで、我が国の刑事裁判は、裁判官、検察官及び弁護士という法律専門家のみが関与し、公判審理の公開、当事者の詳細な立証活動、判決書における精緻な理由の説示により、その真相解明機能や説明責任を果たしてきたといえる。しかし、法律の専門家だけで行われるこのような審理及び判決書の精緻さは、かえって国民の理解を困難とするとともに、一部の事件では審理の長期化を招いてきた。他方、今後、刑事裁判では、最先端の科学技術を活用した立証などこれまで以上に専門的な事項が取り扱われることが予想されるが、そのような事件で、これまでと同様の審理や判決書の作成を行えば、裁判が、国民にとって更に理解し難いものとなろう。そして、このような事態が長く続けば、将来、刑事裁判が、その国民的な基盤、正統性を失うという事態もあり得ないことではない。

このような問題意識からは、裁判員制度は、国民に裁判官席に座ってもらうことにより、最も直接的な形で、裁判の手続や内容の適正さ等に関する説明責任を果たし、将来にわたって、刑事裁判の国民的基盤、正統性を確保しようとするものととらえることができる。

2 制度導入の効果（裁判員制度の意義の具体的な表れ方）

国民に、裁判官と対等の立場で審理及び判決に関与してもらう以上、刑事裁判の審理、評議及び判決も、法律専門家でない国民に理解可能なものにしなければならない。この点は、裁判員制度導入の効果であり、前提でもある。

また、裁判官、検察官、弁護士の法律専門家は、自分たちの間では当然のことと考えてきた事柄について裁判員から疑問を提起されることにより、改めて原点に立ち帰って考え直す必要に迫られることになる。裁判員制度の本質は、個々の事件への直接の影響よりは、法律専門家と国民が対話をしながら事件の審理を行い、結論に到達することを積み重ねることにより、国民と法律専門家の相互理解が深まり、何十年という長期的視点で見れば、現在とは違った裁判の姿になっているという制度的な面にあると思われる。

他方、国民は、裁判に直接関与することを通じて、犯罪の発生原因や社会・経済的背景、犯罪捜査・犯人の起訴・公判審理・評議という裁判内容を形成するための手続といった一連の過程を実感することになる。その結果、国民の裁判に対する理解が深まり、信頼が増すことが期待される。